

都心臨海部の公園で、公園の魅力アップと市民の健康づくりを実施する事業者を募集します！

横浜市では、新たな公園の魅力と賑わいの創出に向け、「公園における公民連携に関する基本方針」を令和元年9月に策定し、具体的取組のひとつに公募型行為許可制度の創設を掲げています。

公募型行為許可制度では、公益性を確保しつつ、民間事業者等の方々のアイデアを活用したイベント等を行い、公園の魅力と賑わいの創出を図ることを目指しており、都心臨海部の公園において、公園の魅力アップと市民の健康づくりを目的としたヨガ等の公募・実施に試行的に取り組んでいます。

これまでの試行を踏まえて公募条件を一部改善し、制度の確立に向けた2回目の試行に取り組みます。今回の試行実施においても、従来の行為許可の基準を一部緩和しつつイベント等を実施していただく中で、公益性の確保や公園利活用への影響を検証していきます。

1 概要

(1) 対象公園

- ・山下公園（芝生広場）
- ・大通り公園（石のステージ（芝生面）、石の広場（舗装面））

の指定するエリア内（100㎡を目安）

(2) 対象となる行為

ヨガ等身体の柔軟性を高めることを主な目的とした運動

（公園の芝生を傷めるおそれのないもの。3.0メッツ（運動強度）までの運動を想定しています。運動強度の制限は芝生での実施に限ります。）

(3) 実施期間

令和3年6月～令和3年11月（平日・土日祝日ともに可）

(4) 徴収する公園使用料

1日につき3,900円



↑ 1回目の試行時の様子

※ 公募条件の主な改善点

- ・ 1日の中で、複数回の開催が可能になりました！
- ・ 大通り公園の実施場所に、運動強度に制限のない「石の広場」を追加しました！

2 公募スケジュール

令和3年3月19日（金）	公募開始
令和3年3月31日（水）17時	質問書提出期限
令和3年4月7日（水）	質問書に対する回答
令和3年4月30日（金）17時	提案書提出期限
令和3年5月中～下旬	審査、行為許可候補決定、通知
令和3年5月下旬～	参加者募集、行為許可申請等
令和3年6月～11月	事業期間

3 注意事項

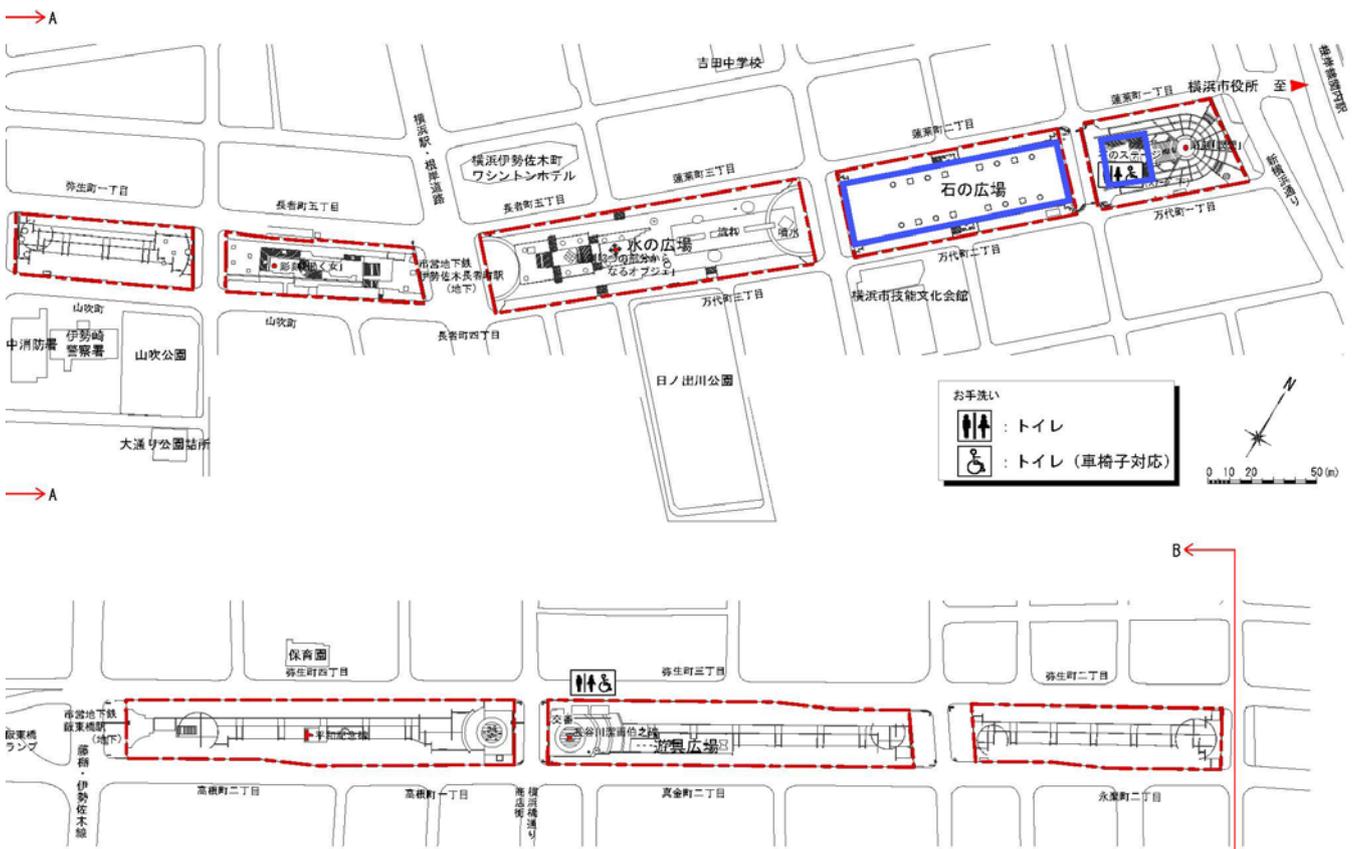
条件・応募方法等の詳細は、下記URLをご確認ください。ご応募お待ちしております！

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/toshinbu-shikou.html>

山下公園案内図



大通り公園案内図



活動可能範囲



お問い合わせ先

環境創造局南部公園緑地事務所都心部公園担当課長 伊藤 高志 Tel 045- 671-3793